

# 誓 約 書

駿東伊豆消防組合の令和2・3年度入札参加資格承認申請に当たり、下記事項について誓約します。

また、駿東伊豆消防組合が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾し、照会で確認された情報は、今後誓約者が組合と行うほかの契約等における身分確認に利用することに同意します。

## 記

1 次に掲げる者のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団（駿東伊豆消防組合暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 役員等（誓約者が個人である場合はその者。誓約者が法人である場合はその役員及び契約委任する営業所等の代表者。以下同じ。）が暴力団員等（駿東伊豆消防組合暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的、第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員等を利用していると認められる者
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に有利な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者
- (6) 役員等が、下請負契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該契約を締結したと認められる者

2 下請けとなる者（下請けが数次にわたるときは、その全てを含む。以下同じ。）との関係において、次の各号のとおりであること。

- (1) 下請けとなる者が前1に該当せず、将来においても前1に該当しないこと。
- (2) 下請けとなる者が前号に該当することが判明した場合には、直ちに契約を解除し、又は契約解除のための措置を取ること。

3 これら各条項のいずれかに反したと認められることが判明した場合及びこの誓約が虚偽の申告であることが判明した場合は、入札参加資格が停止され、又は取り消しされても一切異議を申し立てず、また賠償ないし補償を求めないとともにこれにより損害が生じた場合は、一切私の責任とすること。

令和3年 月 日

駿東伊豆消防組合管理者

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印